

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年3月19日(2020.3.19)

【公開番号】特開2019-80952(P2019-80952A)

【公開日】令和1年5月30日(2019.5.30)

【年通号数】公開・登録公報2019-020

【出願番号】特願2019-7288(P2019-7288)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 0 3 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月31日(2020.1.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子回路基板が基板ケースに収納された状態である基板ユニットが取り付けられ、前記基板ユニットにコネクタを介してハーネスが接続されている遊技機であって、

前記基板ユニットは、第1基板ユニットと、第2基板ユニットとを含み、

前記ハーネスは、前記第1基板ユニットに接続された第1ハーネスと、前記第2基板ユニットに接続された第2ハーネスとを含み、

前記第1ハーネスの動きを規制する係止手段として第1係止手段が用いられ、

前記第2ハーネスの動きを規制する係止手段として前記第1係止手段とは異なる第2係止手段が用いられ、

前記第1係止手段は、第1操作によってハーネスが係止される係止状態からハーネスが係止されない非係止状態へと切り替え可能に構成され、かつ、前記第1操作後に前記非係止状態を維持不能に構成され、

前記第2係止手段は、第2操作によってハーネスが係止される係止状態からハーネスが係止されない非係止状態へと切り替え可能に構成され、かつ、前記第2操作後に前記非係止状態を維持可能に構成された

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記第1係止手段は、弾性変形部を備え、前記第1操作によって前記弾性変形部を弾性変形させることにより前記非係止状態へと切り替え可能であり、前記第1操作後は前記弾性変形部が弾性復帰することにより前記非係止状態を維持不能である

ことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記第2係止手段は、固定手段を備え、前記第2操作によって前記固定手段による固定を解除することにより前記非係止状態へと切り替え可能であり、前記第2操作後は前記固定手段による固定が解除されたままにすることにより前記非係止状態を維持可能である

ことを特徴とする請求項1または請求項2のいずれかに記載の遊技機。

【請求項4】

非係止状態における前記第1ハーネスの撓み度合いと、非係止状態における前記第2ハーネスの撓み度合いとを異ならせ、

前記第1ハーネスよりも前記第2ハーネスの撓み度合いを大きくしたこと
を特徴とする請求項1から請求項3のいずれかに記載の遊技機。

【請求項5】

ベース体と、

前記ベース体とヒンジ機構により開閉可能に取り付けられた開閉体と、を備えた遊技機において、

少なくとも前記第2ハーネスは、前記開閉体の開閉によって撓み度合いが変化するよう取り付けられた

ことを特徴とする請求項1から請求項4のいずれかに記載の遊技機。

【請求項6】

可動体と、

前記可動体の動作を制御する可動体制御手段と、を備えた遊技機において、

前記第2基板ユニットは、前記可動体制御手段を有する基板ユニットである

ことを特徴とする請求項1から請求項5のいずれかに記載の遊技機。

【請求項7】

前記第1ハーネスおよび前記第2ハーネスはいずれも、複数本のハーネスで構成されたハーネス群である

ことを特徴とする請求項1から請求項6のいずれかに記載の遊技機。